

京都市訓令甲第18号

交 通 局
上 下 水 道 局

京都市交通局長，上下水道局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

第4条第1項前段及び同項の表中「地域水道課担当課長」を「京北分室担当課長」に，「及び課を」を「並びに課を」に改め，「の庶務を担当する」の右に「課長及び」を加える。

別表第2総務部長の項に次の1号を加える。

- (5) 京北特定環境保全公共下水道水洗便所築造工事資金の貸付けの決定並びに貸付金の支出決定及び償還に関すること。

附 則

この訓令は，平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)